

# ワーキンググループ座長報告～「宣言」達成への取り組み～ 後発医薬品推進WGについて

## WGの構成員

稲垣 仁 国民健康保険中央会 保健事業部長  
小澤 時男 全国健康保険協会 企画部長  
片岡 昭彦 健康保険組合連合会 参与  
鈴木 邦彦 日本医師会 常任理事  
中島 利夫 埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局次長兼  
保険料課長  
永田 泰造 日本薬剤師会 常務理事  
橋田 淳一 橿原町 保健福祉支援センター長  
平塚 知彦 柏市 市民生活部長  
宮田 俊男 京都大学産官学連携本部 客員教授  
武藤 正樹 国際医療福祉大学大学院 教授

オブザーバー  
細川 修平 日本ジェネリック医薬品学会 事務局長  
(五十音順、敬称略)

## WGの開催実績

- 第1回 平成28年1月  
・本WGの開催趣旨や現状の後発医薬品の普及啓発に関する保険者の取組などを踏まえ議論
- 第2回 平成28年3月  
・後発医薬品の使用割合が高い保険者と低い保険者からヒアリング
- 第3回 平成28年4月  
・アンケートの結果やヒアリング内容等も踏まえ、要件定義について議論

## 【アンケート調査について】

「使用割合を高める取組」の要件を検討するため、保険者種別、規模、後発医薬品の使用割合等を勘案し、全体でおおむね100保険者を対象に調査を実施。  
後発医薬品の使用促進に係る事業内容、後発医薬品の使用促進に係る取組の効果の検証などについて調査を行った。

## 【ヒアリングについて】

「使用割合を高める取組」の要件を検討するため、後発医薬品の使用割合が高い保険者、低い保険者からそれぞれ2保険者ずつヒアリングを行い、後発医薬品の使用促進に関する具体的な取組や課題などについて聴取した。

# 後発医薬品推進WGの活動報告

## これまでの議論について

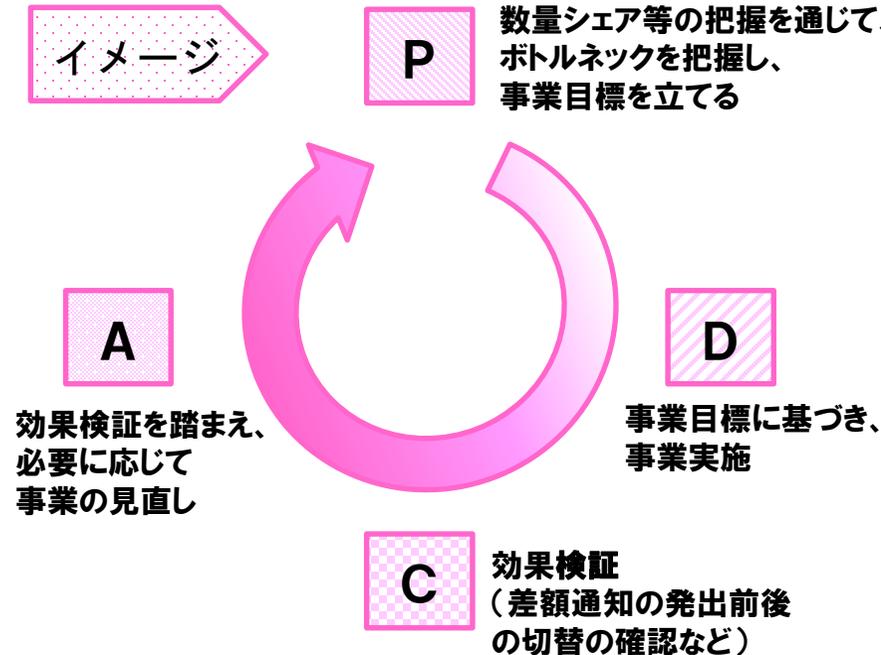
- 後発医薬品の数量シェアの目標値については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」における新たな目標の実現に向けて取り組みが進められているところであり、保険者もともに取り組みを進めていく必要がある。
- 日本健康会議の宣言8に掲げられた「すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う」ことができるよう、保険者における後発医薬品推進WGにおいて、まずはこういった取組が「使用割合を高める取り組み」に該当するかの議論を行った。

## 要件定義の考え方

- 「使用割合を高める取り組み」としてまず重要なことは、PDCAに基づく事業を行うこと。  
例えば、レセプトデータを活用して、後発医薬品の使用促進に係るボトルネックを把握し、事業の優先順位づけをしながら、事業目標を立て、事業を実施、効果検証を行うことが重要。
- また、アンケート調査等から、差額通知が広く活用されているが、効果検証が行われていない場合があることがわかった。  
⇒**PDCAを意識した事業を行っていること、差額通知については効果検証を行っていることを必須要件とした。**

## 今後の活動

- 後発医薬品の使用促進や宣言の達成に向け、保険者全数調査の結果等も踏まえ、効果的な取組を横展開し、取組の更なる推進を図っていく。



品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

## 【カウント対象、方法】

全保険者、保険者横串調査

## 【要件】

- ①自保険者の後発医薬品の数量シェア及び金額シェアを把握していること。
- ②レセプトデータを活用し、例えば性年齢階級別や疾患別など加入者の類型化を行い、その属性ごとの後発医薬品の使用状況及び使用促進に係るボトルネックを把握し、事業の優先順位づけをしながら、事業目標を立て、事業を実施し、効果検証を行っていること。  
その際、差額通知の取組を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているかの確認により通知の効果を把握し、その結果を踏まえ、通知の対象者や発出頻度について検証を行うこと。
- ③差額通知の発出に当たっては、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額に加えて、加入者の後発医薬品の使用促進に向けた付加的な情報を付けていること。
- ④必ずしも差額通知に示されている額が実際に窓口で軽減されるとは限らないことを様式に記載する等、加入者の誤解を招かないよう配慮すること。
- ⑤上記と併せて、後発医薬品の使用促進の取組の実施に当たって、保険者協議会等の活用も含め、医療関係者（医師会や薬剤師会等）との連携を行っていること。

※①②はAND要件、③～⑤は努力目標。

## 【調査項目】

後発医薬品の使用割合、事業内容、差額通知の内容

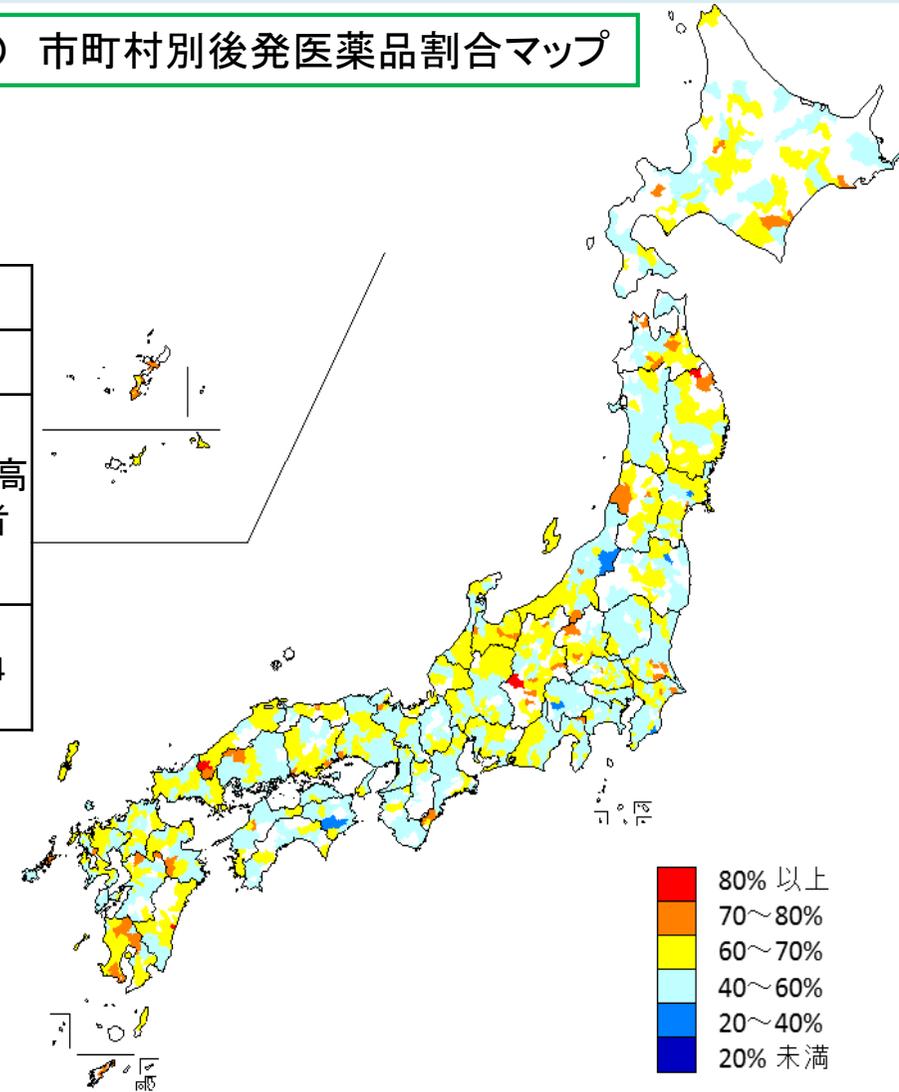
# (参考) 後発医薬品の使用割合などに関するデータ

## ○ 保険者種別ごとの数量シェア

平成27年3月  
(単位: %)

総数									
医療保険適用計									
	被用者保険計					国民健康保険計			後期高齢者
			協会一般	共済組合	健保組合		市町村国保	国保組合	
58.4	58.1	60.0	60.3	59.0	59.8	59.7	59.8	58.0	55.4

## ○ 市町村別後発医薬品割合マップ



(単位: %)

注1) 保険薬局で、レセプト電算処理システムで処理された調剤レセプトのデータをもとに分析したもの。(出典:「最近の調剤医療費(電算処理分)の動向」)

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 新指標は、[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。

(注1) 保険請求のあった薬局の所在地を示している。(平成27年3月調剤分)

(注2) 空白となっている地域は、当該月において保険請求のあった薬局数が3軒以下の市町村である。

(注3) 後発医薬品割合は数量ベース(新指標)を用いている。

(出典)「調剤医療費(電算処理分)の動向~平成26年度版~」(厚生労働省保険局調査課)

## 宣言8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。

### 2016年度の達成状況

84市町村国保(4.9%)

10広域連合(21.3%)

122健保組合(8.7%)

13共済組合(15.3%)

3国保組合(1.8%)

30協会けんぽ支部(62.5%)

#### 【達成要件】

- 自保険者の後発医薬品シェアを把握していること。
- 使用割合・状況の類型化を行っていること。
- 後発医薬品利用促進のために施策を実施していること。
- 後発医薬品の利用促進のための事業を実施し、効果検証を行っていること。
- 後発医薬品への切り替え率指標を把握していること。

## 宣言8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。

	保険者全体	市町村 国保	広域連合	健保組合	共済組合	国保組合	協会 けんぽ
後発医薬品のシェアなどの指標を把握している	2,001	996	34	784	64	75	48
使用割合・状況等の類型化を行っている	1,091	387	24	557	50	27	46
後発医薬品利用推進のために施策を実施している	2,872	1,458	46	1,139	84	97	48
効果検証を行っている	833	384	30	345	27	13	34
切り替え率指標の把握がある	1,357	751	35	408	62	53	48
差額通知に工夫をしている	1,301	674	30	461	51	39	46
後発医薬品使用促進のため医療関係者と連携している	510	393	22	36	8	11	40
全要件達成数	262	84	10	122	13	3	30
全要件達成割合	7.6%	4.9%	21.3%	8.7%	15.3%	1.8%	62.5%